第明治三十種郵便物認可

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四

平成二十八年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率	
一　教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.008
			2級地	0.007
			3級地	0.006
			4級地	0.005
			無級地（旧4級地であった地域）	0.003
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	2　中学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.007
			2級地	0.007
			3級地	0.006
			4級地	0.005
			無級地（旧4級地であった地域）	0.003
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	3　高等学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.015
			2級地	0.014
			3級地	0.013
			4級地	0.010
			無級地（旧4級地であった地域）	0.007
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	4　特別支援学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.010
			2級地	0.009
			3級地	0.009
			4級地	0.007
			無級地（旧4級地であった地域）	0.005
			無級地（上記以外の地域）	0.000
二　総務費	1　地域振興費	人口	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.860
			2級地	0.762
			3級地	0.739
			4級地	0.587
			無級地（旧4級地であった地域）	0.391
			無級地（上記以外の地域）	0.000
			備考 「無級地（旧4級地であった地域）」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める4級地の地域に市町村役場が所在する市町村であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める4級地以外の地域に市町村役場が所在する市町村とする。	

⑵　市町村分

経費の種類		測定単位	補正率	
一　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.003
			2級地	0.003
			3級地	0.003
			4級地	0.002
			無級地（旧4級地であった地域）	0.002
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	2　港湾費	港湾における係留施設の延長	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.015
			2級地	0.014
			3級地	0.013
			4級地	0.011
			無級地（旧4級地であった地域）	0.007
			無級地（上記以外の地域）	0.000
		漁港における係留施設の延長	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.008
			2級地	0.007
			3級地	0.007
			4級地	0.006
			無級地（旧4級地であった地域）	0.004
			無級地（上記以外の地域）	0.000
二　教育費	1　小学校費	児童数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.005
			2級地	0.005
			3級地	0.004
			4級地	0.004